

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われる草加都市計画事業三郷北部地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課

草加市都市整備部都市計画課

越谷市環境経済部環境政策課

八潮市都市デザイン部都市計画課

吉川市都市整備部都市計画課

二 縦覧の期間

令和二年六月十二日（金）から令和二年六月二十六日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）